

二月であり、総務省が条文のチェックをしていたときでした。総務省は参議院法制局に対して誤りがある旨を指摘しましたが、これを受けた参議院法制局においてはその時点では担当部局で情報がとどまっていたことが、私、この件について四月二十日の総務委員会で指摘をし、法制局長の答弁で明らかになってています。

四月二十日の総務委員会で法制局長は、平成三十年十一月から、「その後一年以上たつてからでございますが、組織として把握するに至ったところ、」と答弁されました。具体的には、当時の、法制局長、法制局としていつ把握されたか、答弁ください。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。平成三十年六月十四日、自民党会派が提出した公職選挙法の一部を改正する法律案、第百九十六回国会参第一七号は、参議院議員定数増と特定枠制度の導入をするものであり、野党全ての会派から大反対が巻き起こる中、数の力で強引に可決、成立に至らしめた法律であります。その条文に誤りがあることが発覚したため、平成二十七年改正公選法における誤りと併せてこれを正そうというのが今回提出された改正案でございます。

この改正公選法の条文に誤りがあることが発覚したのは法案成立から約五か月後の平成三十年十月十七日のことです。

では、この件について発議者議員に報告したのはいつのことでしたか。

○法制局長（川崎政司君） お答え申し上げます。

発議者議員の先生方あるいは関係議員の先生方に御報告をいたしましたのは、その翌週の月曜日、四月十九日以降、順次させていただきました。

○吉川沙織君 私も四月十七日の一部報道で拝見をして、四月二十日、総務委員会で質疑に立つ予定ございましたので、選挙制度は民主主義の根幹です、その民主主義の根幹に関わる条文に誤りがある、しかも罰則に係る条文の誤りでしたので、その日に事実関係少し確認させていただいたわけですが、この誤りがあることを担当部局あるいは組織全体として認識した際の対応は不適当であったということは否めない事実だと思います。

参議院法制局による立案作業において誤りを生じたことはこれまでにももちろんあったと思うんです、その際は適切に発議者議員等に報告はされていましたんでしょうか。

○吉川沙織君 令和二年二月二十六日に組織として把握するに至ったということでございますが、この時点でも発議者議員及び自民党会派には報告されていなかつたということです。

本件誤りが報道されましたのは、法制局が組織として把握して更に一年以上が経過した先月、四月十七日のことです。

では、この件について発議者議員に報告したの

場合にも御報告をしていましたと思われます。

○吉川沙織君 であるならば、今回、なぜ発議者の議員に二年数か月伝えもしなかったのかというところは甚だ疑問ですが。

では、平成三十年十二月当時、これは総務省が条文のチェックをして疑義が生じたので法案を作成した主体である法制局に伝えた平成三十年十二月当時のことを見きます。

立案作業を行った法律案に誤りが生じたことが発覚した場合に、組織内部でどのように情報共有するのか、発議者にはいつ報告するのか、また、誤りがあつたこと自体を報告するのか、それとも対応方針が固まってから報告するのか等の対応手順というものはその当時ありましたか、なかつたですか、どつちですか。

○法制局長（川崎政司君） お答えいたします。

平成三十年十二月時点ではマニュアルなどは策定しておらず、令和二年二月末での条文の誤りと担当部における報告や対応の不備について局として把握した後、令和二年六月になりまして対応マニュアルを策定したところでございます。

○吉川沙織君 本件誤りが法制局、参議院の法制局全体として認知するところになった令和二年二月二十六日以降に、何もしていなかつたわけではなくて、今法制局長が答弁なさつたとおり、再発防止策を策定する等内部体制の整備は進めていたと私も承知しています。例えば、条文作成の際の

チェック項目を挙げたり、点検する際の手順を整理したりはされています。また、今答弁なさつたとおり、令和二年六月には参議院議員提出法律に

係る法律上の不整合が発覚した場合の対応についてという文書を作成し、誤りが生じた場合にどう対応するかという内規を取りまとめておられます。

立案作業はあくまで人が行うものですから、どれだけ一生懸命チェックして、どれだけチェックを重ねたとしても、誤りが生じてしまうことはこの先もあり得ることだと私は思います。無謬性を求め過ぎると過度な負担となってしまい、職員が疲弊し、かえつて誤りを生むおそれもあります。

その意味では、チェック体制を整備する必要はあるものの、誤りが生じてしまった場合の対応をいかに適切に行うかが問われていると思います。今

回は、それがとても適切とは言えなかつた。

この内規について、実は議院運営委員会理事会、四月二十六日、法制局長お越しいただいて、かなりやり取りをしました。こういった内規があるということを伺いました、ただ、内容を伺うと不十分な点があるように思いましたので、今からその内容について幾つか指摘しますので、見直されるのであればより良い内容で作つてほしいと思いま

すので、幾つか申し上げます。

まず、今回問題になつた発議者議員への報告について記述されている部分です。ここに何て書い

てあるかといいますと、法律上の不整合等の内容、その解消の見通し等を踏まえ、適宜発議者議員等に対して報告を行うとあります。

ここに言う解消の見通し等を踏まえについては、例えば、今回は法改正のタイミングを何とかないものか、ないものかと模索中に今の事態に至つてしまつたので、今回の件なんかは解消の見通しがないということになります。そうなると、報告を行わなくてもいいというふうに読めてしまいます。また、同じく、適宜発議者議員等に報告を行うとされているんですが、適宜ということは報告を行わないこともあります。本件では、発議者議員に報告が行われていなかつたことが指摘されています、適当でなかつたと。ですから、これは報告を必ず行わなくても問題がないと考えているのかどうか、解消等の見通しとこの適宜というのは、やはり解消の見通しがなかつたとしても、そこは適宜でなく必ず報告するべき内容だと思うんですけど、いかがでしようか。

○法制局長（川崎政司君） お答え申し上げます。

まず、先生御指摘のとおり、誤りを発見あるいは確認した場合には、必ず速やかに関係議員の先生方に御報告すべきだというふうに思つております。

しを入れたというのは一つの考慮要素として示し

ただけでございまして、解消の見通しが立たなければ御報告をしないという、そういうつもりではございませんでしたが、不適切な表現でございまして、速やかに御報告するということで改めたいというふうに思っているところでございます。

適宜という言葉につきましても、決して御報告をしなくていいというような趣旨ではございませんが、誤解を生じるような表現であつたと思つております。御指摘を踏まえて見直していきたいと思つておるところです。

○吉川沙織君 次に、内規の構成、書きぶりですね。いろんなこと書いてあるんですけど、特に気になつたのが、誤りが生じた法律の対応の在り方。これはどういう順番で書いてあるかといいますと、まず誤りが生じた法律の所管府省庁への連絡と協議の記述、この後に発議者議員等への報告等について記述する、こういう順番になつています。この構成からすると、法律の所管府省庁と対応方針を決めてから発議者議員に報告をするという流れを想定しているようにどうしても読めてしまます。

本筋としては、所管府省庁よりも先に発議者議員等への報告を行うべきであると考えるんですけど、協議や報告等の前後関係を法制局としてはど

う整理しているのか、教えてください。

○法制局長（川崎政司君） 決して先後関係を付けるつもりではございませんでしたが、議員の補佐機関という立場を考えれば、当然関係議員の先生方に御報告を申し上げることが先決であるというふうに思つております。

その点で、順番の記載、不十分、不適切であつたと思つておりますので、見直してまいりたいとおもふうに思つております。

よろしくお願い申し上げます。

○吉川沙織君 さらに、この内規、拝読いたしましたと、議案課を始めとする参議院事務局の組織への連絡、協議については一切記述がありません。条文の誤りを正す方法としては、先ほど御答弁にもございましたけれども、正誤措置と法改正があつて、正誤措置を行おうとする場合には、まずは窓口である議案課に報告することが慣行になつていると承知しております。しかし、法改正の場合には、これは改正法案の中に条文の誤りを修正するための条文がしつと織り込まれている場合には、必ずしもこれ議案課に報告されない可能性があるのではないかと思います。

正誤措置と法改正いずれの場合でも、議案課に對し、いつ、どのように報告するのか、誠実に記述する必要があるのではないかと考えますが、法制局長、見解を伺います。

○法制局長（川崎政司君） 御指摘のとおり、法改正による誤りの訂正の場合につきましては、必ずしも議案課に報告するような取扱いとはなつておりませんでした。

条文の誤りやその訂正に関する議案課を始めとする事務局との情報共有、連携などの体制について、早急に事務局側と相談しながら検討し、一定のルールを決めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉川沙織君 官報正誤のよう正誤措置が行われた場合というの公になるので、私たちの目にも留まりますから分かります。ただ、例えば、今回はこうやって大きな問題になつて、誤りを正すための法案を出していただいていると、もしまで、もしかしたら、これは内閣提出法律であつて、正誤措置を行おうとする場合には、まず議員立法であつたかもしれないが、成立した法律に誤りが発覚した場合、法的安定性が今損なわれている状態ですから、誤りを正すのは当然の行為だと思います。しかし、この誤りがもし公にならずに次の法改正のときにしつとその内容を正すものが入つていれば、これは秘密裏に処理しているよう疑惑を招きかねません。

立法行為は国会議員しか行えませんので、国会議員に対する説明責任や国民への適切な情報公開といった観点からすると、誤りがもしこれから成立した法律にあつたのであれば、やはり、これは

閣法である、議法であることなんですけど、正しい内容を国会議員や国民に分かりやすい形で示した上で法改正の手続を行うのが、私は今回の件を踏まえて本筋ではないかと考えています。

本件誤りは、参議院法制局の立案作業におけるミスによるものではあります、法改正局はあくまで立法補佐機関です。一義的に責任を負うのは法律案の提出会派たる自民党にあることは論をまたないと、そういうことだと思います。公選法改正案は国会議員の権能として発議したものでありますから、誤りが生じたことの責めは議案を発議した国会議員が当然負うものであって、参議院法制局に責任を転嫁するかのとき姿勢が見られるのであれば、それは看過し難いものです。

この点、今回の公選法改正案の発議者はどう認識されておられますか、伺います。

○委員以外の議員（石井準一君）　吉川委員、法制局長のやり取りを聞きながらも、発議者として法案を提出する以上、法案提出の責めは発議者が負うものと、当然であるというふうに認識をしています。

平成三十年に改正された公職選挙法の条文に誤りがあった件につきましては、我が会派が発議者となつてある法案であり、責任を深く痛感をしております。

○吉川沙織君　平成三十年の改正公選法の条文に

誤りがあることについて、既に何度もやり取りしていますが、参議院法制局から発議者議員等への報告は二年半近く行われませんでした。今回の報告は令和三年四月十九日月曜日であります。公選法改正案は公選法改正局の担当部局、法制局がその事実を抱え込んで直ちに発議者議員等への報告が行えなかつたのか、その辺どうお考えでしようか。

○委員以外の議員（石井準一君）　本件につきましては、参議院法制局から我が会派に報告があったのは令和三年四月十九日月曜日であります。発議された法案に対する責任は発議した会派や議員が負うことになるにもかかわらず、誤りが判明した後すぐに報告がなかつたことは、我が会派といたしましても極めて問題であるという認識を持つております。

同時に、条文の誤りが判明したのであれば、特に平成三十年改正の条文の誤りは罰則規定に関するものであるから、この誤った状況が早急に正さなければならないと考えたところであります。このため、すぐに同法の一部改正案を提出させていただき、是非とも、御理解をいただく中、誤りが一日も早く正されるよう成立をさせていただければ有り難いというふうに考えております。

○吉川沙織君　私、四月二十日の総務委員会の場でも、罰則に係る条文の誤りは法的安定性を著しく欠く現状に鑑みて一刻も早く是正されるべきで

あるということを申し上げておりますので、誤りを正すのは当然の行為だと思っています。

ただ、今、なぜ法制局が抱え込んでしまつて発

議者議員に伝えることができなかつたのかということもお尋ねしたわけですが、実はこの平成三十年改正公選法が審議されたとき、当時のこの委員会には、自民党案、公明党案、野党案三案の五つの公選法の改正案が付託されました。

このうち、公明党案については先行して採決され、否決。残る四案については、更なる議論を求める声や委員会審議の状況を参議院議長に一旦報告すべきなどの声があるにもかかわらず、自民党出身の当時の倫選特の委員長はこれを無視し、自民党から、自民党案のみを質疑終局、討論を省略し、直ちに採決することの動議が出され、数の力で一方的に倫選特のこの委員会で可決をされました。

本会議では、討論することができる全ての野党会派が自民案に反対討論を行うなど、最後まで強行的に決めるべきではないと反対が強く叫ばれる中、これも数の力で押し切られ、可決、成立に至つてしましました。

このように、政治的に極めて大きな問題がある中で成立した法律であるという経緯があるため、この法律に誤りが見付かってしまったとなると更なる政治的問題に発展しかねないため、それを懸念

念して、どうしよう、どうしよう、どうしようと思つてゐるうちに時間がたつてしまつて抱え込んでしまつたということは想像に難くありません。

発議者議員等に報告を行わなかつたことは不適切であつたと自民党からも指摘されておられます。が、報告をためらわせるような政治的環境を生み出したのはそもそも自民党会派にあります。この点について、今回の発議者、もし認識があれば、認識なかつたら答弁なくて結構ですが、いかがですか。

○委員以外の議員（石井準一君） 当時は、倫選特の取りまとめの筆頭理事として、私が、この法案成立に向け、御指摘のような形の中で成立へ向けて取りまとめをしたことは事実であります。

○吉川沙織君 いや、討論もさせないで取りまとめたと言われてもまあちよつとあれですけど、どちらにしても、数があるところがそういう動議を出せば通るのは自然のことわりであつて、でも、そういう至極政治的環境がいいか悪いかといえば、後者の中で通つてしまつた、そういう環境が報告をためらわせることにつながつてしまつたということを指摘はしておきたいと思います。

参議院法制局の立案作業で生じたミスは、いわゆる項ずれに伴うものです。項ずれ自体は法改正にはよくあることで、実際、今回の誤りが生じた法案の中でほかにも項ずれあつたんですが、ほか

は遺漏なく対応されています。

結局、端的に申し上げれば単純ミスですが、そのような単純ミスに気が付かなかつたのは、参議院法制局の担当課がもしかしたら極めて短い時間で膨大な作業を強いられていましたからではないかと考え、その旨、四月二十日の総務委員会で指摘申し上げました。

では、実際に自民党が平成三十年改正公選法の立案作業を参議院法制局に依頼されたのは何月何日のことでしたでしょうか。

○委員以外の議員（石井準一君） 参議院法制局に法案の検討、作成の作業について話をしたのは、平成三十年五月十四日と認識をしております。

○吉川沙織君 では、これに対して、参議院法制局から自民党に対して改正公選法の法律案が手交されたのは何月何日のことでしたでしょうか。

○委員以外の議員（石井準一君） 自民党内での法律提案の手続を開始したのは平成三十年六月五日であり、その頃には法案の形にはなつていたものと考えております。その上で、六月十四日に法案を提出したところであります。

提出までの時間が短かつたということはなかつたものと考えてはおりますが、いずれにしても、提案者として、条文案に誤りがあつたことは大変申し訳なく思つております。

○吉川沙織君 今の答弁で、自民党が参議院法制

局に立案作業を依頼、検討したのは平成三十年五月十四日と答弁をいただきました。

参議院改革協議会というのは、平成二十九年四

月に設置されて、翌年の五月まで一年十七回、選挙制度をどうしようか、本当に各会派忌憚のない意見を述べ合つて議論をしてきました。六月一日の参議院改革協議会、蓋開けてみりや、そこで一年十七回、選挙制度の専門委員会で全く議論していなかつた自民党の独自案が提示されたのが六月一日、これを法律案として提出されたのが六月十

四日です。したがつて、五月十四日に依頼して六月十四日に出しているので、それ自体、法案に物すごい負荷が掛かる、私、六月一日からお願ひしたので二週間ぐらいかと思つたんですが、五月十四日から六月十四日まであつたなら、私が想定したよりも短くなかったのかもしれません。

ただ、実は、これって別の重大な問題が生じます。自民党が参議院法制局に立案作業を依頼した平成三十年五月十四日というのは、選挙制度専門委員会報告書が参議院改革協議会に報告されて僅か五日後です。本来、参議院改革協議会においては、専門委員会報告書を受けて、各会派が要請していたように選挙制度改革の議論を行つて、が期待されていたはずです。にもかかわらず、最大会派である自民党は、裏でこつそりと法制局に立案作業を依頼して、六月一日、独自案を参議院

改革協議会に突如提示した。しかも、それまで約一年掛けて積み重ねてきた専門委員会の議論を尊重した案ならまだしも、議論と全く関係ない案でした。

要は、自民党には各会派の主張に歩み寄つて合意を得ようという、最大会派に求められる役割を果たそうという気などそもそもなく、専門委員会報告書の提出直後から数の力で押し切ろうと画策していたことにはかなないことになつてしまふんですが、この点いかがですか。見解なかつたら結構です。

○委員以外の議員（石井準一君） 法案提出までの経緯を申し上げますが、平成三十年当時、参議院改革協議会の選挙制度専門委員会では十七回にわたる議論が行われてきました。各会派の意見の隔たりは大きなものがあり、結果的に、平成三十年五月七日に各論併記の報告書が取りまとめられましたことであります。

令和元年選挙に向けて残された時間が少なくなつたある中での認識の下、各党が合意する案を得られなければ、さりとて最大会派として何も出さずに選挙制度を改革できないということはあつてはならないと考えて立案することに至り、参議院法制局に法案の検討、作成作業の依頼をしたところであります。

○吉川沙織君 選挙制度専門委員会で一年十七回

議論したのは事実です。今答弁いただいたように、四月二十七日の十七回目の専門委員会では、各会派の意見の隔たりはあつたけれども、議論の整理をベースに報告書をまとめましたとした、それを参改協に報告することで意見は一致しています。会期末が迫る中とか、具体案がないとどうしようもない、聞こえの良いようなことは幾らでも言えますが、百歩譲つて仮にそだつたとしても、そのことと専門委員会での議論を無視した独自案を突如提出することの間に論理必然性は存在しないと思います。

実際は、一つ、大多数の会派の賛同を得られる見込みのない案を前もって準備していたという事実、一つ、倫選特委へ動議を出して討論の機会を封殺した上で自らの案のみ採決に至らしめたという事実、一つ、少数会派を含めて慎重かつ丁寧に合意形成を図らなければならない選挙制度について会派間の合意を得るための努力を十分に行わなかつたという事実は隠しようもありません。

今般、平成三十年改正公選法の条文に誤りがあったことが発覚したという流れで、図らずも自民党が参議院法制局に法案作成の依頼をした日付が明らかになる、こういう結果になつてしまいまして、やはり当時の合意形成の進め方には問題があつたことが明らかになりました。今後、参議院改革協議会設置され、また選挙制度が議論され

ることになろうかと思いますが、自民党会派には、最大会派として同じ轍を二度と踏まぬよう、是非、強くお願いをしておきたいと思います。

いずれにしても、自民党が参議院法制局から法律案を手交されたのは六月五日時点で、もう既に形となつていたかは別として、あつた。発議したのは六月十四日です。一義的な責任は発議者に存するのであって、法律案の手交から発議までの間、発議者、あるいは大勢の議員と優秀なスタッフが大勢いる自民党会派において条文を精査する日数はあつたことになりますが、発議者としてどうお考えになるのか。また、今般の事案を踏まえ、何らか会派の体制を整える方針があるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○委員以外の議員（石井準一君） 確かに党内の手続と並行して法案作成作業の詰めを行っていくことは珍しくはないことであります。そのように考えれば、条文確認作業も含め、作業時間としては、我が会派は、法案提出まである一定の時間は確保されていたものと考えております。

しかしながら、今となつてみれば、法案提出までの最後の最後まで発議者として我が会派もしっかりと条文確認をすべきであったと改めて反省をしておるところであります。

○吉川沙織君 法律の制定の過程が、仮に選挙制度専門委員会で議論をして、当時の議長というの

は、六月十三日と十四日に、たしか最後、参議院改革協議会、各派代表者懇談会がその日に開かれたと思うんですけど、あつせん案を提示することもなく、参議院改革協議会はたしか六月八日で最後で、開かれていません。もし、当時の議長があつせん案を出していただいて、各会派が、全ての会派が納得はいかなくとも、もうこれで採決に至らしめること自体は仕方ないねということで成立した法律であったならいざ知らず、最大会派として、報告書のまとめが出たすぐそばから立案作業を依頼して、急に独自案を出してきて、このようないきなり悲しい出来事だったと思います。

平成三十年改正公選法は参議院議員の定数増と特定枠制度の導入をするものでしたが、当時の委員会質疑において、当時の発議者たる自民党議員から幾つか気になる答弁がなされています。その一つが、議員定数を増加することにより参議院の権能や役割がどう変わるのかといった問い合わせる答弁です。

このような問い合わせに対し、自民党議員は、平成三十年七月九日、当委員会、「参議院の監視機能の強化などを始めまして、これ参議院の存在意義を更に高めることができる」、平成三十年七月十一日、当委員会、「更なる行政監視機能の強化の着実な進展を支えるという観点から、参議院の数が

若干でも増えることには一定の意義があり」などと答弁し、行政監視機能の強化を挙げています。この点、今回の発議者としては、これら当時の自民党議員が答弁した、議員定数の増加による行政監視機能の強化が現状において本当に進展していると評価していますでしょうか。もし仮に評価しているのであれば、議員定数の増加と行政監視機能の強化がどのような点で結び付き、その結果、実際にどのような成果を上げているのか、個別具体的にお示しください。

○石井正弘君 お答えいたします。  
ただいま行政監視機能の強化についての御質問をいただきました。

御案内のとおり、平成三十年参議院改革協議会の報告を受けまして、行政監視機能の強化のため行政監視委員会の定数を三十五人とするとともに、同委員会の活動を支えるスタッフの充実等が図られてきたところであります。また、行政監視委員会では令和元年十一月から政府からの説明聴取及び質疑を行いまして、令和二年四月には、国と地方の行政の役割分担の在り方等をテーマとして設定をいたしまして、調査検討するために国と

関する報告書として取りまとめを行い、委員長から本会議で報告をしたところであります。さらに、令和二年六月には初めて本会議におきまして総務大臣により政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受けまして、その後、質疑を行ったところでありまして、新たな行政監視サイクル構築、これの具体化が始まつたものと、このように評価しているところであります。

ここまで、委員長、また与野党理事の先生方の御尽力をいただきまして、平成三十年の参議院改革協議会の報告以前におきましては、開会実績が数時間にすぎなかつたものでありますけれども、令和元年十一月から令和二年五月までにおきましては、委員会、小委員会合わせまして十一時間、また、令和二年十一月からここまで十二時間十分と、以前と比較いたしましても充実をした審議が行われていると承知をしております。本会議での総務大臣報告、質疑というものもありまして、これらと合わせまして、行政監視機能強化の充実として評価に値するものと考へておるところであります。

また、審議におきましては、参考人からの意見聴取も含めまして、多岐にわたる視点からの質疑が行われております。個別具体的な事項につきましても、行政監視委員会での審議の充実の中で取

り組まれているものと、このように考えているところでありまして、ただいま具体的にはというお話をもうございましたけれども、前回の令和二年六月に報告書をまとめて本会議に提出しているわけでございますけれども、それを見ておりましても、先ほど申し上げました小委員会、ここにおきまして種々具体的な質疑を行つて、これらが行政におきましても意見というものが反映されているものと、このように承知をしているところでござります。

○吉川沙織君 丁寧に通告申し上げました。

私、実は今三期目の参議院議員でございますが、二期目の最後の質問は行政監視委員会で行いました。三期目、議席預けていただき、最初の常任委員会の質問も実は行政監視委員会で、昨年の期は行政監視委員会の理事を務めさせていただいておりました。

平成三十年六月一日に今お述べになつた報告書が取りまとめられて、そこに何が書いてあるかといいますと、委員数は増やしますが、それは、定数増で後ろめたかったから、それを理由にして行政監視機能の強化と書いたんだと思います。であるならば、しっかりといた開催実績を積み重ねなければならなかつたにもかかわらず、委員定数を増やしたのは、小委員会を幾つも設ける、それから通年の開催をする。今回だつて全然やつてい

ないです。去年の六月に私、本会議で、行政監視の件で本会議質問立ちました。六月にやつて、やつと総務大臣から報告聞いたの、去年の六月でに報告書をまとめて本会議に提出しているわけでございますけれども、それを見ておりましても、先ほど申し上げました小委員会、ここにおきまして種々具体的な質疑を行つて、これらが行政におきましても意見というものが反映されているものと、このように承知をしているところでござります。

今年の四月、先月です。 ですので、ちょっと何が言いたいかと申し上げますと、その改正公選法、無理筋を通すために、行政監視機能の強化、これは各会派が合意できることです。で、その改正公選法のときに、定数を増やすことによってどういうことが起るのかといつたときに、当時の自民党議員はどうおっしゃつていたかというと、平成三十年七月九日、この委員会で、通年で行政監視委員会を開催する、閉会中を有効に活用して年間の行政監視サイクルをつくる、小委員会というものを幾つか設けて、テーマを設定してそれに一つ一つ取り組んでいく。

平成三十年七月十三日の衆議院の倫選特においては、各省庁の様々な問題や不祥事に、閉会中も年間を通して、小委員会も設けて、機動的に常時省庁に目を光らせるなどとも答弁されています。 小委員会は今まで、私もその設置に携わりました、一つしか設置してもらえませんでした。閉会中も、報告書にこうやって書いてあるんだからやりましょうよと言つても、全く応じてもらえませんでした。通年にやりましようよと言つてもやつてもららず、小委員会も辛うじて一つ。三十五人も委員会に、委員、メンバーがいて、三十人か

ら三十五人に増やして、小委員会一個で十七人、じや、残りの委員何するんですか。ほとんど親委員会なんか開かれていません。

ですので、確かに、今答弁いただいたように、

現在の行政監視委員会の活動はこの報告書があるがために、それに、前に比べれば、前がひど過ぎただけなんですけれども、少しは改善されたかもしません。しかし、当時の自民党の発議者の答弁で繰り返された、閉会中も含めた通年での開催、小委員会の複数設置、各省庁の様々な問題や不祥事に参議院が常時目を光らせるといった内容は全く実現していませんし、実現させようとの気概も残念ながら感じられません。

特に、公文書管理とかそういうことをやりますと、公文書管理とかそういうことをやりましたというふうに、それは駄目だと。でも、当時の発議者の議員は、不祥事にちゃんと向き合つんだということをおっしゃつています。当時の自民党議員の答弁とこの三年間の実情の間に著しいそれがあることについて、その原因は何であるとお考えか、見解があれば。なければ答弁要りません。

○石井正弘君 私も今現在、行政監視委員会の方の筆頭理事を務めさせていただきおりまして、吉川委員からのそのような御指摘はしっかりと受け止めさせていただきながらいけないとは思つております。

ただ、委員会におきましては、御承知かと思ひ

ますが、昨年の四月十三日に行政監視機能の強化に関する申合せというものを、委員会の中で独自にその申合せ事項として決めておられる事項がありまして、それに沿って今まで委員会の運営がなされてきているものと、このように承知をしているところでございます。

○吉川沙織君 一つ教えてください。

平成三十年六月一日の参議院改革協議会の報告書に出されたこの参議院における行政監視機能の強化と去年四月、私、携わりましたその申合せ、どっちが上ですか。

○石井正弘君 どっちが上かということです。まずけれども、やはり公党間で話し合いをされて、質疑の中でお答えされたことの重みもあると思いますし、また、現場現場でまた申合せに沿って行うという、実際のその現場でのその審議のやり方、そういったものと両方、そういった約束の下で進んでいると思いますが、今の大好きなこの問題の御指摘につきましては、しっかりと党の方におきまして議論を、これから各党の中におきまして協議を進めていくべき課題であろうというふうに承知をしているところでございます。

○吉川沙織君 私も、どっちが上かというのは立て付けとして、参議院改革協議会は少数会派も含めてほぼ全ての会派が参加をして議論をして、参議院というのは衆議院と違つて、衆議院議員は独

自性とか存在意義といった言葉を使ってそれぞれの院を象徴するようなことはございません。参議院改革協議会がそもそもできた成り立ちというのは、参議院が衆議院のカーボンコピーとやゆされたりまして、参議院ならではの独自性を發揮しようと。

そして、その議会の先人の先輩たちが議論を重ねて、衆議院は決算行政監視委員会といつて同じ委員会です。参議院は決算委員会と行政監視委員会分けて、行政監視委員会は平成十年に、これも参議院改革協議会の先人の知恵で、各会派合意の下で設置された第二種の常任委員会です。平成十年、できた当初は、年間活動時間二十七時間二十分、平均して。でも、平成二十五年の前政権時代は、たつた四時間程度の時間しか開かれていた。それと比べりや、今回、参議院改革協議会の報告書で書いたんですから、改善されて当然。

ただ、改正公選法の質疑の中で当時の発議者の議員が答弁なさつていた事項については、残念ながら、私自身携わっていなかつたらこんなふうに申し上げなかつたと思うんですけれども、そのことはなされていません。

行政監視機能は、与党、野党問わず、行政が法律を誠実に執行していかなければ、それを監視するのが、与党か野党かは関係なく、我々立法院の仕事だと思います。行政監視機能の強化を本院の活動の柱とすると各会派間で合意した参改協議書は国民に対する本院の意思表示であり、取組の現状は、これからこれを機に進めていただき

かつたはずです。しかし、実際はどうだったかと申し上げますと、行政監視委員会の開会にそもそもも消極的で、実績を見れば、それは前よりかは開会しています。ただ、報告書には通年開催と書いてあるんですけど、通年開催には程遠い。こういう現状ですし、省庁の問題や不祥事は委員会が取り組むテーマとして拒否されました。したがって、当たり障りのない国と地方の行政の小委員会という形になつていて、これまで、幾つも設けまことに答弁されたにもかかわらず、小委員会の設置は一つだけといった状況です。

ですので、残念なことです。が、最大会派の協力が得られなければ、参議院の権能として行政監視機能は発揮することができません。ですので、最大会派の消極的態度によって行政監視機能の強化は実現しておらず、当時、発議者が自ら挙げていた議員定数の増加の論拠の一つは、残念ながら、もうろくも崩れ去つてていると言わざるを得ないと思います。

行政監視機能は、与党、野党問わず、行政が法律を誠実に執行していかなければ、それを監視するのが、与党か野党かは関係なく、我々立法院の仕事だと思います。行政監視機能の強化を本院の活動の柱とすると各会派間で合意した参改協議書は国民に対する本院の意思表示であり、取組の現状は、これからこれを機に進めていただき

たいということを申し上げまして、私の質問を終  
わります。  
ありがとうございました。